

平成29年涌谷町議会定例会6月会議（第2日）

平成29年6月22日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 同意第 5号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 6号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 7号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 8号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第 9号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第10号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第11号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第12号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第13号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第14号 農業委員会委員の選任について

1. 同意第15号 農業委員会委員の選任について

1. 報告第 1号 専決処分の報告について

1. 報告第 2号 専決処分の報告について

1. 報告第 3号 専決処分の報告について

1. 報告第 4号 専決処分の報告について

1. 報告第 5号 専決処分の報告について

1. 報告第 6号 専決処分の報告について

1. 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 9号 繰越計算書について

1. 報告第10号 事故繰越し繰越計算書について

1. 議案第36号 涌谷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

1. 議案第37号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第38号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1. 議案第39号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例

1. 議案第40号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

1. 議案第41号 財産の取得について

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	8番	久勉君
9番	杉浦謙一君	10番	門田善則君
11番	大泉治君	12番	鈴木英雅君
13番	遠藤稔雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課長 参事兼課長	渡辺信明君	総務副参事 上席副参事	達曾部義美君
企画財政課長 参事兼課長	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター 副センター長	高橋宏明君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君
農林振興課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者兼 会計課長	佐々木健一君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局会長	瀬川晃君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課 課長補佐	熱海潤君
生涯学習課長	藤崎義和君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
再任主任	高橋正幸	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長(遠藤稔雄君) 皆さん、おはようございます。

6月定例会議2日目でございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。
直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(遠藤稔雄君) 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎同意第5号から同意第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長(遠藤稔雄君) 日程に入ります。

日程第1、同意第5号 農業委員会委員の選任についてから、日程第11、同意第15号 農業委員会委員の選任については、それぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

ここで、畑岡 茂君の除斥を求めます。

[畑岡 茂君除斥]

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(大橋信夫君) おはようございます。きのうは大所高所からの貴重なご提言、大変ありがとうございました。今後の政策遂行に役立てたいと思います。

それでは、提案の理由を申し上げます。ただいま一括上程されました同意第5号から第15号までの提案の理由を申し上げます。

涌谷町農業委員会委員の任期が平成29年7月19日をもって満了となりますことに伴い、新たな法制度による委員といたしまして、大友利明氏、白幡利政氏、佐々木幹夫氏、渋谷ミホ氏、及川ふじ子氏、日野善勝氏、畑岡 茂氏、高橋 均氏、黒澤長一氏、高成貫治氏、手嶋一郎氏の11名を涌谷町農業委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

なお、新たな委員の任期につきましては、平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年となるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(遠藤稔雄君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(遠藤稔雄君) これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決の賛否を行う際は、起立者の確認がしばらくの場合がございますので、確認が終わるまで時間を置いて着

席されますようお願い申し上げます。

これより同意第5号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、同意第5号 農業委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第6号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、同意第6号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第7号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、同意第7号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第8号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、同意第8号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第9号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、同意第9号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第10号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、同意第10号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第11号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、同意第11号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第12号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稯雄君） 起立全員であります。

よって、同意第12号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第13号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第13号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第14号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第14号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第15号 農業委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、同意第15号 農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〔畑岡 茂君復席〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま農業委員さんの同意、大変ありがとうございました。

それでは、報告第1号について提案の理由を申し上げます。

本件は、平成29年3月3日、天平の湯駐車場内において発生した事故につきまして、和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議案書12ページ、お開き願います。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年6月21日提出。涌谷町長。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございますけれども、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月14日。

今回の事故につきましては、物損事故でございます。

相手方は、涌谷町小里字琵琶首15番地、青柳 實さん。

事故の概要としましては、平成29年3月3日午後1時40分ごろ、天平の湯駐車場においてベンチが風で飛び、相手方の車両に接触し、損傷したものでございます。

損害賠償額、和解内容につきましては、5万188円その余の請求を放棄ということでございます。

今回の事案につきましては、町長の提案理由にもございましたとおり、公社が管理する天平の湯敷地内で起きたものでございますが、施設の管理を行う者が指定管理者の場合には、指定管理者も被保険者とみなされるということから、保険の対象となったものでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。10番。

○10番（門田善則君） おはようございます。今総務課長のほうからありましたが、この事案について、非があったからということになると思うのですが、それで支払いを決定したということですが、今後そういった教育的なことをどのようにしていくのが大事なことかなと思うのですが、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 今回の場合につきましては、風による事故ということでございますが、これは、今回は天平の湯でございましたけれども、天平の湯だけではなく、各町が管理している施設について同じことが言えるかと思っておりますけれども、ベンチであったり、外に出している物等々があった場合には、そういった事故が起らないように、片づけるとか、ひもで縛るとかといったふうなことをするようにということで、今回公社のほうには話をしているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今回常任委員会のほうで報告があったときには、本来ある場所でないところに、そのベンチを置いてしまったと。それが強風によってこういった事故につながったと。本来ある場所にきちんと戻しておけば、この事故は防げたということでありますので、その対策を今後どうするんだということを今私はお聞きしているわけです。再度その辺について教育的なことを教えてください。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ただいま議員さんのほうから、本来ある場所になかったということですが、常任委員会のほうでそういうふうなお話をしたとはちょっと思っておりました。本来ある場所ではなくて、そういった強い風が吹いているときに、本来置いている場所であっても、そこから影響のないようなところに片づけるようにということで、今回お話をさせていただいたところです。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第2号について申し上げます。

本件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、涌谷町町税条例の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

主な内容といたしましては、個人住民税の課税標準の明確化及び固定資産税における課税標準の特例措置等について規定いたしましたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） それでは、議案書は16ページから28ページまでになります。それから、新旧対照表は1ページから32ページまでとなります。それと、参考資料としまして、6月会議の資料9ページをお開き願ひます。A3判の資料となります。こちらの6月会議の資料のほうには、条文ごとに改正の内容を一覧にして記載しております。

今回の改正内容につきましては、平成29年度税制改正に伴い、特例期限の延長、特例の追加、規定の整備等の内容となっております。説明につきましては、主要な特例期限の延長と特例の追加のみとし、その他は資料の一覧表をもって説明にかえさせていただきます。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表のまず8ページをお開き願ひます。右側の改正後をごらん願ひます。

上から7行目になります。第61条の2第1項から第3項まで、新設でございます。保育の受け皿整備促進のため、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の試算について、従来の特例措置をわがまち特例化したもので、それぞれ軽減割合を2分の1と定めたものでございます。わがまち特例とは、固定資産税の特例措置について国が一律に定めていた内容を地方自治体が判断し条例で決定できる仕組みでございます。

次に、12ページをお開き願ひます。

ここからは、附則となります。ページの中ごろの附則第8条でございます。肉用牛売却所得の免税措置について、適用年度を平成33年度まで延長したものでございます。

次に、14ページをお開き願ひます。

前のページからの続きとなりますが、上から6行目、附則第10条の2第17項と第18項でございます。こちらは新設で、わがまち特例の導入でございます。第17項は、国から運営費補助を受けている企業主導型保育事業

の固定資産について、軽減割合を2分の1と定めたものでございます。次の18項は、緑地保全、緑化推進法人が設置する一定の市民緑地の土地について、軽減割合を3分の2と定めたものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

附則第16条でございます。軽自動車税グリーン化特例に係るものでございます。グリーン化特例とは、一定の排気ガス性能及び燃費性能に優れた車両について、税率を1年度分についてのみ軽減するものでございます。今回の改正は、平成29年度分限り適用されていた軽自動車税のグリーン化特例措置を、燃費基準を見直し、平成31年度まで延長したものでございます。第5項は75%軽減対象車を規定したもので、電気自動車及び天然ガス自動車が対象となるものでございます。次の第6項は、50%軽減対象車を規定したもので、乗用では平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能がよいものから、改正後の新基準では、平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能のよいものが対象となるものでございます。

次の20ページ、第7項は、25%軽減対象車を規定したもので、乗用では平成32年度燃費基準値確定から、改正後の新基準値では、平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能のよいものが対象となるものでございます。なお、貨物用も乗用と同様に延長となりますが、燃費基準の改正はありません。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。

22ページ、中ごろになります。附則第17条の2でございます。優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について、課税の特例適用期限を平成32年度まで延長したものでございます。

最後に、議案書にお戻り願ひまして、24ページをお開き願います。

ページの中ごろになりますが、改正条例附則第1条ですが、施行期日の規定でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行するものですが、第1号から第4号に記載されているものにつきましては、それぞれ定められた日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（久 勉君） 今説明を受けたのですけれども、この改正によって町税にどんな影響があるのかとか、幾らぐらい、多分こう、ざっと内容を聞いたら、減るのかなと思うのですけれども、そのことの件数であるとか、対象者であるとかというのはどうなっているのかというのはいかがなのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） 先ほどお話ししましたわがまち特例ですが、こちらのほうはまだ今該当する対象が出ていませんので、町税には影響しないと思います。

それから、軽自動車税のグリーン化特例につきましては、平成28年度から開始されまして、今29年度、それからまた2年度延長になりますので、年間約、これに関しましては、軽減がありますので、今金額は正確にはわからないのですが、若干、若干というか、100万円ぐらいは軽減されております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） わがまち特例については、対象者がいないということですか。（「今現在は」の声あり）今現在は当たらない。その軽自動車のほうについては、現行より100万円ぐらい減るということ。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○**税務課長（熊谷健一君）** 現行でももうわがまち特例は28年度から始まっていますので、現行と比べましたら、プラスマイナスゼロとなります。延長ですので。（「軽自動車100万円」の声あり）その100万円ぐらいというのは、27年度以前のと比べましてということです。今現在はもう始まっていますので、そのまま延長ですので、変わりなしです。

○**議長（遠藤稔雄君）** よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（遠藤稔雄君）** これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。

休憩します。再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時39分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○**議長（遠藤稔雄君）** 再開します。

ただいま配付しましたのは、議案書の中に専決処分書、いわゆる議案として日程の14から17についての議案書にございませんでした。それで、今改めてその資料は前から配付されてあったのですが、肝心の専決処分書という形の議案書がページの中に含まれておりませんでした。それを今配付したわけでございますけれども、改めて皆様にお諮りいたしますが、この件につきまして、このまま議案として認めてよいか、そのことをまずお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○**議長（遠藤稔雄君）** それでは、議案として成立させていただきます。この件について、総務課長のほうから説明をお願いします。

○**総務課参事兼課長（渡辺信明君）** ただいま議長さんのほうからお話がありましており、報告第3号から報告第6号までの4つの報告につきまして、専決処分の報告書を4件欠落させてしまいました。大変申しわけございませんでした。昨年もこのようなことがありましたけれども、今後十分注意してチェック体制を整えてやっておりますので、申しわけございませんでした。

○**議長（遠藤稔雄君）** それでは、皆様の許可をいただきましたので、このまま議事を進めます。

◇

◎**報告第3号の上程、説明、質疑**

○**議長（遠藤稔雄君）** 日程第14、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○**町長（大橋信夫君）** それでは、報告第3号について申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ642万8,000円を減額し、総額を76億2,238万3,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金において、確定に基づきそれぞれ増減いたしましたものでございます。また、国庫支出金及び県支出金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減をいたし、財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分を減額いたしましたものでございます。町債につきましては、事業の確定等により借入額に変更が生じたので、それぞれ減額いたしましたものでございます。

次に、歳出につきましては、各種基金等の利子を積み立てたほか、国・県支出金等特定財源を伴う各種事業費についてそれぞれ増減の補正をいたしましたほか、ふるさと涌谷創生基金へ翌年度以降の地方創生事業を実施する財源として積み立てを行うことにしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 貴重なお時間、大変申しわけございませんでした。それでは、議案書の朗読は省略いたしまして、別冊のほうをお開きいただけますか。

報告第3号 平成28年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）でございます。

本補正予算につきましては、町長の専決処分事項の指定についてにより、指定されている事項であります、会計年度末における議決済みの町債の借入額の増収及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること、会計年度末における地方交付税等の一般財源、国県支出金等の特定財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し、歳入歳出予算の補正をすることに該当するものを、3月31日付で専決処分をしたものの報告になります。よりまして、説明につきましては、金額の多い科目等について行わせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、5ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。事業費の確定に伴うものでございまして、全て減額となり、総額では430万円の減額となりました。

歳入に参ります。13ページをお開きください。

14款2項2目10節①臨時福祉給付金事業費補助金7,332万9,000円の減額でございます。この補助金につきましては、歳出の29ページ、3款1項1目4臨時福祉給付金支給経費に充当されるものですが、給付金には3つのメニューがあり、1つ目は、簡素な給付金ということで、4,100人を見込んでおりましたが、2,987人となり、1,113人の減。2つ目、経済対策分給付金は4,000人を見込んでおりましたが、3,334人で666人の減となりました。3つ目、障害遺族年金者向け給付金は2,000人を見込んでおりましたが、95人となり、1,905人の減となりました。

以上が減額となった理由でございますけれども、また歳入と歳出に差異が生じておりますが、この障害遺族分の給付金には、平成27年度から繰り越しとなった年金生活者向け給付金の残額を充当するという国の方針から指示されておまして、そのことによる差異でございます。

21ページをお開きください。

18款2項12目震災復興基金繰入金1,240万4,000円の増額でございますが、家賃低廉化・軽減化等の事業費確定に伴う増額でございます。

歳出に参ります。25ページをお開きください。

2款総務費5目企画費の3基金管理経費25節積立金でございますが、ふるさと涌谷創生基金積立金9,996万6,000円につきましては、今後の地方創生事業等施策を展開するための財源として積み立てるものでございます。本予算後の基金の額は、2億101万8,000円となるものでございます。

その下の行、震災復興基金、それから1つ飛びまして、11目土地開発基金費、12目財政調整基金費、13目減債基金費の積立金につきましては、利子分を積み立てるものでございます。本予算後の基金の額は、震災復興基金1億6,754万2,000円、土地開発基金9,771万8,000円、財政調整基金7億989万4,000円、減債基金2億5,940万5,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

まず、歳入でございますが、一括質疑といたします。質疑ございませんか。9番。

○9番（杉浦謙一君） 歳入の今、8ページ、9ページ、地方譲与税の地方道路譲与税、科目設定ということで、今回も合計、補正でゼロというふうになるわけで、平成の23年ですかね、平成23年は143円、平成24年は149円ということで、その後ずっと平成25年からゼロというふうになって続いていますけれども、これも私決算で言うべきもののかなと思ったのですけれども、あえてこの場で質疑させていただきますけれども、そもそも制度的には、もう廃止されているものをあえて科目設定するということは、どういった、何かがあるのかな、理由があるのかなと思って質疑させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられたとおりのことでございますけれども、各市町につきましても、あと県のほうからでも、こちらのほうは特にその科目からは廃止というような指示も受けておりませんので、うちのほうとしましては、決算上はこのような形になってしまいますけれども、計上しているというような形でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） あえて収入が、見込みがないものを計上しなきゃいけないということなんですかね。指示があるかないかということは、いろいろと情報は入ってくると思うのですけれども、わざわざこの収入が毎年ゼロとなるものでありますから、少し何か制度的に項目を削除するとかが必要なのかなと思うのですけれども、ほかの自治体でどういうふうになっているのか。多分私、隣町に聞いた感じでは、項目を外しているはずだと思うのですけれども、そういったところもありますから、大した金額ではありませんけれども、そういったことも踏まえて考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） こちらのほうは予算書の作成の手法と申しますか、私どものほうでは、例えば寄附金なんかですかね、あるかないかわかりませんが、科目設定をするとか、そういった手法もっております、見込みがおっしゃるとおり、ないと言われればそういう形も考えられますので、今後、こ

ちらのほう、予算書のほうをどうつくっていくかを検討しながら、他市町のことも検討させていただきながら、今後のことで考えていきたいと思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。8番。

○8番（久 勉君） 21ページのその震災復興基金繰入金で、家賃の補助に対するということなのですが、どんな方々が対象になって、涌谷町に住んでいる方ですね、例えば前回大規模半壊が当時何件あって、その人たちが今どこへ住まれているのか、民間に住まわれている、それから町営の災害復興住宅に住まわれている方が何件あって、それにどのくらいの補助が行っているということなのかと、それに対する国の施策なのかなと思いますけれども、その内容をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 今手元に資料等はございませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） じゃあ私のほうから、金額をお話ししたいと思います。こちらのほうは国からのということになりますけれども、家賃の低廉化の分ということで4,311万4,000円、それから家賃の低減化ということで461万6,000円ということで、金額のほうは押さえております。4,311万4,000円。28年度の事業ということですね。家賃の低減化、461万6,000円でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 4,311万4,000円というのは、誰に入ってくる、家賃の低廉化というのは、例えば民間でつくっていて、その被災者に入るお金なのですか。それとも、住宅を持っている方に、家賃を安くしなさいよという、その方に入るお金なのでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 今のご質問なのですけれども、災害公営住宅に入った方への低廉化の補助でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 災害公営住宅に入った方の家賃を安くするために、それは町に入って、町がその家賃を安くするということですか。本人に入るお金。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 本人には入らないで、低廉化になっている事業でございます。

○議長（遠藤稔雄君） そのほかに。ありませんか。それでは、この件に関しては、建設課長の答弁をお待ちして留保しておいて、次に進みます。

（留保後の答弁P48～P50）



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第4号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,347万1,000円を増額し、総額を25億7,113万4,000円にいたしましたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、保険給付費及び各拠出金に係る国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。また、財政調整基金繰入金では歳入歳出差し引き額を戻し入れしたものでございます。歳出につきましては、国の特別調整交付金の直営診療施設整備分が認められたため、国保病院会計繰出金を増額いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） よろしく願いいたします。それでは、朗読を省略いたしまして、予算書のほうで説明させていただきます。

本補正予算につきましては、一般会計と同じく町長の専決処分事項の指定についてに該当する事項でございます。説明につきましては、金額の大きい科目等について行わせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項2目療養給付費等負担金1節現年度分2,536万1,000円の増額でございますが、給付実績に基づく負担金の確定に伴うものでございます。2項国庫補助金2目2節特別調整交付金1億953万4,000円の増額でございますが、内容としましては、直営診療施設事業や東日本大震災に係る医療費窓口負担免除の財政支援の追加交付分、保険者努力支援制度前倒し分に対しまして交付決定されたものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

5款県支出金2項2目財政調整交付金1節1号交付金につきましても、給付実績に伴い1,486万7,000円を増額し、2号交付金としましては、レセプト点検分、国保税の低所得者への減額措置の実施や収納率向上分及び経営姿勢良好分など、それぞれの増減によりまして1,162万4,000円の減額となりましたが、財政調整交付金といたしましては、1号交付金、2号交付金を合わせまして324万3,000円の増額としたものでございます。

6款1項1目療養給付費等交付金1節現年度分3,340万4,000円の減額につきましては、退職者医療制度の被保険者の減少による療養給付費等の減額に伴うものでございます。

8款1項1目1節財政調整基金利子215万2,000円の増額でございますが、基金利子分でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

9款2項1目1節財政調整基金繰入金9,037万9,000円の減額につきましては、歳入歳出の差額でございます。

12ページ、13ページをお開きください。歳出に参ります。

1款総務費からページをめくりまして、14ページ、15ページ、8款保健事業費まで、先ほど説明いたしました歳入の増減によりまして、それぞれ財源の組み替えを行うものでございます。

次の9款1項1目25節財政調整基金積立金につきましては、基金利子など475万1,000円を積み立てたもので

ございます。積み立て後の平成28年度末の基金残高は3億1,339万円5,000円となるものでございます。

次の10款2項1目28節国民健康保険病院事業会計繰出金872万円の増額につきましては、特別調整交付金に直診施設事業分として算入されました交付分を病院事業会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号は終了いたしました。



◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第5号について申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,000円を増額し、総額を17億875万6,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入では国庫支出金等の確定に伴う増減でございます。また、財源が不足する分につきましては、介護給付基金を取り崩し、手当てしたものでございます。歳出につきましては、介護保険給付基金預金利子を同基金に積み立て措置をしたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） よろしく願いいたします。こちら朗読を省略いたしまして、別冊予算書で説明させていただきます。

本補正予算につきましては、町長の専決処分手項の指定についてに該当する事項でございまして、3月31日に専決処分したものの報告となります。

主な項目についてということで説明をさせていただきます。予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。

それぞれ給付実績に基づく確定に伴う増減でございます。

主なものとしましては、3款国庫支出金2項1目1節現年度調整交付金265万1,000円の増額。

5款1項2目地域支援事業支援交付金1節現年度分としまして305万1,000円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。

6款1項2目1節介護保険給付基金利子5万6,000円の増額につきましては、利子分でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

7款1項2目1節介護予防事業費繰入金345万7,000円の減額につきましては、交付金の増額に伴うものでござ

ございます。2項1目1節介護保険給付基金繰入金269万1,000円の減額につきましては、歳入歳出の差分として繰入金の減額をするものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出に参ります。

1款総務費一般管理経費13節委託料5万4,000円の減額でございますが、介護保険システム改修業務委託の確定によるものでございます。

2款保険給付費につきましては、先ほど説明いたしました歳入の確定に伴い財源の組み替えを行うものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

9款1項1目25節介護保険給付基金積立金5万6,000円の増額につきましては、基金利子分を積み立てたものでございます。積み立て後の平成28年度末の基金残高は4,901万2,000円となるものでございます。

次の5款地域支援事業につきましては、歳入の確定等に伴います財源の組み替えでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号は終了いたしました。



◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第17、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第6号について申し上げます。

本件は、他会計補助金の確定により、収益的収入及び資本的収入を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、報告第6号、平成28年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国保直営診療施設として施設整備、医療機器導入等に対し国民健康保険特別調整交付金を申請し、平成29年3月31日に交付決定を受けたことに対し、専決処分することができる事項の指定の範囲で措置をいたしましたものでございます。

それでは、補正予算書1ページから説明をいたします。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に577万6,000円を追加いたしましたものでございます。

第3条におきましては、予算第4条で定めた3款8項他会計補助金として270万円を追加いたしましたものでござ

ございます。

第4条におきまして、予算第9条で定めた国民健康保険事業勘定特別会計から病院会計へ補助を受ける額を1,272万円に改めたものでございます。

それでは、補正予算書4ページ、5ページをお開き願います。

収益的収入の補正でございます。

1款2項2目2節補助金でございますが、国保から交付されます国保特別調整交付金、その他補助金等の交付決定を受け、577万6,000円の増額をいたしたものでございます。内訳といたしまして、医師、看護師、保健師等の確保支援に要した費用、救急患者受け入れ体制支援に対する助成、国保直診による健康管理事業等の増額、これら合わせて602万円、その他補助金、在宅当番、病院群輪番制運営補助、受け入れ困難等につきましては24万4,000円の減、計577万6,000円の増をいたしたものでございます。

次に、資本的収入の補正でございます。

3款8項1目1節国保会計補助金につきましては、国民健康保険特別調整交付金として国保直診の施設整備に対する助成として、今回は眼底の3次元画像解析装置、それらに対しまして270万円の交付決定を受け、補正増をいたしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤积雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤积雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第6号 専決処分の報告は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤积雄君） 再開いたします。

日程第14、報告第3号でございますが、先ほど歳入一括質疑の中で、8番議員の質疑に対する答弁がありませんでしたので、留保しておきましたので、また報告第3号の歳入一括質疑まで戻らせていただきます。

先ほど留保しておりました建設課長の答弁。建設課長、答弁をお願いします。

○建設課長（佐々木竹彦君） 資料が届きましたので、ご説明申し上げます。

災害公営住宅に係る家賃の低廉化支援事業ということで、通常の家賃の低廉化事業は15万円以下の所得の人が入る場合に低減になっております。その方は、今48戸災害住宅がございますけれども、45世帯が補助を受けているような状況になっております。

続いて、東日本大震災特別家賃低減事業でございますが、これはもっと収入が低い8万円くらいの被災者に対しまして対応しておるものでございます。その特別低減を受けている世帯として、32世帯あるものでござい

ます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） 今の話だと、災害公営住宅に入っている方で対象になっている方が45世帯、それ以外で32世帯ですか、所得の低い方。全部で77世帯だと思うのですが、当時、全壊、それから大規模になった世帯の人たちが、今どんな暮らしをしているのかと、その人たちがおうちを建て直したり、あるいは公営住宅に入ったりとか、あるいは他町村に行ったとか、あるいは借家に入っているとか、その著しく日常生活を奪われて、もう6年もたっているわけなので、沿岸部ではなかなか高台移転とかが進まないとか、災害住宅にも入れないとかということがあるわけなので、じゃあ当町ではそういった方々の生活がどのようになっているのかというのを把握していらっしゃるのか、していないのか。もし把握していれば、それを教えていただきたいことと、もし把握していなければ、やはり追跡調査をすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。これは建設課長でないな。町長かな。建設課長、答弁できる。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 先ほどの低廉化の世帯数ですが、今48戸ございまして、家賃の低廉化は45世帯、そのうちでももっと収入の低いほうは32世帯、うちで、内輪でになります。特別低減を受けているような状況でございます。

あと、それ以外の被災者の状況というのは、ちょっと建設課で全部調査をしてはいないので、今の段階ではちょっとわからない状況でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番、どうぞ。

○8番（久 勉君） それ以外わからないというのは、例えば民間の借家に入っている方はわからないということですね。そう理解していいわけですね。いや、だから民間、災害公営住宅じゃなくて民間の住宅を借りているとか、それは数字としてわからないということ。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） あるそうなので、ちょっとお待ちください。あるようでございます。一般で入っている人数は。

休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 今の一般の県のみなし仮設に入っている世帯は10世帯ぐらいということで確認はしておりますけれども、それ以外でのアパートとかに入っている方にこの災害の家賃低廉化事業は対象とはなっておりません。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（久 勉君） さっき言った全壊、あるいは大規模半壊になった方々のその追跡調査ですか、それをやられていないようですので、ぜひそれは実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。ただいまの災害公営住宅以外の被災された方の……。

○町長（大橋信夫君） ご指摘の点もあろうかと思しますので、なおさら調査させます。よろしくお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、歳出について、これも一括質疑でございます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。



◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第18に移ります。報告第7号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第7号について申し上げます。

本件は、平成28年度の議会におきましてお認めをいただいております道路新設改良事業ほか12事業の繰越明許費総額4億1,979万5,000円を平成29年度に繰り越しましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、報告第7号 繰越明許費繰越計算書について。

平成28年度涌谷町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月21日提出。涌谷町長。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、平成28年度の予算で議会にお認めをいただきました13事業につきまして、平成29年度へ総額4億1,979万5,000円を繰り越しております。

各事業につきましては、38ページ、39ページに記載しておりますが、その財源内訳としましては、既収入特定財源としまして5,403万6,980円、未収入特定財源としまして3億563万3,000円、一般財源として6,012万5,020円となっております。

簡単でございますが、以上、ご報告を申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第7号は終了いたしました。



◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第19、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第8号について申し上げます。

本件は、平成28年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）においてお認めいただきました繰越明許費について、地方公営企業法適用条例等整備事業及び雨水公共下水道建設事業の、合わせて5,840万4,000円を平成29年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案書40ページをお開きください。

報告第8号、繰越明許費繰越計算書につきまして、朗読を省略してご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にございましたが、3月の涌谷町議会定例会においてお認めいただきました繰り越し事業でございます。議案書41ページをお開きください。

1款1項地方公営企業法適用条例等整備事業でございますが、こちらにつきましては、現在事業のほう、条例等を策定中ございまして、業者のほうを選定して現在策定中でございます。来年度からの公営企業法適用の条例を整備するために現在、原案を策定中でございます。条例につきましては、原案を作成し議会のほうに上程させていただく予定としております。

1款2項公共下水道建設事業につきましては、佐平治排水機場脇の雨水排水ポンプ場の土木工事でございますが、6月12日に完成検査のほうが終了しております。引き続き機械・電気設備等の工事を今年度行う予定としております。

それから、国の補正予算等にかかわりますアルプス電気涌谷工場前の雨水排水路整備工事は、水道施設の移設と、それから用水時期を避けて工事のほうを行うため、本格的な工事は9月以降の見通しでございまして、工事の完成は12月末を予定しております。

以上、説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第8号は終了いたしました。



◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第20、報告第9号 繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、平成28年度涌谷町水道事業会計予算におきまして、菅の沢地内の舗装復旧工事を行う予定でしたが、建設課との合併施工による工程調整に期間を要し、年度内に施工できませんでしたので、165万円を平成29年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案書42ページをお開きください。報告第9号 繰越計算書について、議案の朗読を省略してご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にございましたが、菅の沢地内の舗装工事を建設課と合併施工としたため、調整に時間を要して年度内の完成がおくれたものでございまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により、165万円を平成29年度に繰り越しをいたしましたものでございます。なお、工事につきましては、6月の6日付で完成検査のほうを終わっております。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。



◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第21、報告第10号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 報告第10号について申し上げます。

本件は、黄金山町有地造成事業について年度内の完了に向けて事業を進めておりましたが、年度内に事業を完了することが困難となったため、事故繰越しとして総額2億3,791万6,000円を平成29年度に繰り越しいたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） それでは、議案書44ページをお開きください。

報告第10号 事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、平成28年度涌谷町一般会計予算において、別紙のとおり

り事故繰り越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告します。

平成29年6月21日提出。

それでは、次のページ、45ページをお開きください。繰越計算書となります。

ただいま町長の提案理由にございました、黄金山町有地造成事業につきまして、昨年3月会議におきまして総額4億4,771万6,000円を平成28年度への繰り越しをお認めいただいておりますが、工事施工中に判明しました防災調整池の地盤改良工事で、年度内での事業完了が見込めなかったことから、総額2億3,791万6,000円を事故繰り越しといたしたいものでございます。

内訳ですが、設計業務が契約金額5,255万4,960円のうち、出来高で支払いました4,570万円を差し引いた残額685万4,960円、工事につきましては、契約金額3億9,516万120円のうち、前払金として支払いました1億6,400万円を差し引きました2億3,106万120円が繰り越し金額となります。工業団地の造成につきましては、6月完成ということで皆様のほうにご説明させていただきましたが、ここに来ましてとてもかたい岩盤に少々手こずっております、また土量につきまして最終確定し、若干足りなくなったために、盤高の修正をいたしております。それによりまして、完成のほうは8月末の予定となりますことをご了承いただきたいと思っております。何とぞご理解をお願いしたいと思います。また、進出企業様へのこれによる影響はないと考えております。

以上で、報告のほうを終わらせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第10号は終了いたしました。

このまま昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第22、議案第36号 涌谷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第36号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町が人的支援を行うことが必要と認められる公益的法人等に職員を派遣する際のルールを定めた公

益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、条例を制定するものです。

主な内容といたしましては、職員を派遣することができる団体、派遣することができない職員、派遣先団体との取り決め事項、派遣職員の給与、復帰時の処遇等を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書46ページをお開き願います。

議案第36号 涌谷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例でございます。

本案につきまして、さきの個別外部監査結果報告書にも報告がありましたが、職員を指定管理者となる法人へ派遣するため、そのルールを定めた公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づきまして、新たに条例を制定するものでございます。

定例会資料で説明させていただきますので、定例会資料10ページをごらん願います。表の左側が条文となっておりまして、右側が説明ということで解説を載せております。

第1条でございますが、趣旨でございます、法律から条例に委任されている事項について必要な事項を定めるとしたものでございます。

第2条につきましては、第1項で派遣することができる団体、第2項では法第2条第1項に規定する職員として派遣対象とならない職員について、第1号から第4号まで規定しております。本条例につきましては、具体的な派遣先につきましては、規則で定めることとしまして、一般社団法人涌谷町地域振興公社を派遣先として定めるものでございます。第3項につきましては、法第2条第3項で町と派遣先があらかじめ合意しておく4つの事項について定めております。条例では、法律で定められている事項のほかに、福利厚生に関する事項と派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項をあらかじめ合意しておく事項として定めるものでございます。

第3条につきましては、派遣職員が派遣期間の途中で町に復帰する場合を定めたものでございます。第1号から第3号までは記載されているとおりでございます、第4号から第6号までは地方公務員法第28条及び第29条の規定に該当することになった場合といたしまして、それぞれ4号で心身の故障などで分限免職となった場合、5号で心身の故障などにより分限休職した場合や、災害などにより生死不明、所在不明となった場合、6号で懲戒処分を受けた場合に町に復帰するとしたものでございます。

次のページをお開き願います。

第4条につきましては、派遣職員の給与の取り扱いについて規定したものでございまして、法では派遣職員に対して、派遣元では原則給与は支給しないと規定しておりますが、町の委託業務や共同業務等に従事する場合には、条例で定めることで給与の支給ができるとされておりますことから、本条例では派遣職員の給与を支給できるよう定めるものでございます。

今回の公社への派遣につきましては、法第6条第2項に規定する業務、地方公共団体の委託を受けて行う業務ということで、指定管理者でございますが、それに従事し、またその派遣要請に基づかない派遣ということで、町が給与を支払うことといたしますが、派遣先からの要請に基づく派遣の場合には、派遣先で給与等を負担することが原則と考えております。

第5条は、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する特例を規定したものでして、派遣職員が派遣先が町に復職した場合などは、条例第3条の規定に基づき町に復職することになりますけれども、その場合は派遣先の業務を公務とみなして、休職中の給与などについても給与条例第23条第1項の規定のとおり支給できる旨を規定したものでございます。

第6条につきましては、派遣職員の復職時における処遇についての規定でございますが、法律では派遣職員が町に復職した際に、給与などの処遇の面で他の職員との関係で必要と認める場合、条例で定めるところにより必要な措置を講じなければならないと規定しておりますことから、本条例ではこの部分を規則で定めることといたしまして、昇給及び昇格について必要と認める場合には調整を行うことができる旨を規定したものでございます。

第7条につきましては、派遣先団体における処遇の状況及び職務に復帰した職員の処遇の状況等を町長に報告しなければならない旨を規則で定めるよう規定したものでございます。

それでは、議案書48ページにお戻り願います。

48ページ、附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

附則第2項では、55歳以上で6級職の職員の給料の減額措置について規定したものでございます。

附則第3項は、附則で涌谷町職員定数条例の一部を改正するものでございまして、新旧対照表の33ページをごらん願います。

定数条例第4条第1項では、定数外とする場合を規定しておりますが、第5号において他の地方公共団体に派遣された職員とあわせまして、今回の派遣条例に基づき派遣された職員についても、定数外とする改正を行うものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 今回の条例は、新たな条例の制定でございますので、確認と、ちょっと疑問な点等をお聞きしたいと思います。

まず、第1点目ですが、1条でその条例に委任されているということで載っているわけでございますが、2条の派遣、職員の派遣については、規則で定めるとなっておりますけれども、これは法律上、条例で定めなさいとなっているわけですので、条例で定めるべきだと思いますが、その辺が規則で定めたものは何か理由があるのか、その辺をお聞きします。

それから、派遣職員の給与についてですけれども、これについても給料及び手当を支給するということは決まっておりますけれども、当然その給与と手当があるわけで、その辺の項目を載せないのは、どうなのかなと思うのですが、その辺を載せない理由をお伺いします。

それから、6条の件についても、条例で定めることによるということになっているのに、なぜ規則で定めなくちゃいけないのか、その理由をお聞きします。

それから、7条の報告事項ですけれども、任命権者、町長である任命権者を除くということですが、これについては恐らく教育委員会、それから議会、農業委員会、そのようなところの職員を想定しているものと思

ますけれども、うちのほうの職員には当然企業会計の職員もいますし、労務職の職もあるわけですので、その辺がその条例に載っていないというのはどういう理由なのか。

それから、もう一つですが、ちょっと前に戻りますけれども、2条第1項の団体のこの説明では、地域振興公社を派遣先と考えているということですが、それ以外にも公益的法人と思われるものがあると思うのですが、その辺も当然載せておくべきだろうと思うのですが、その辺をお伺いしておきます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2番佐々木議員さんからのご質問でございまして、1点目にその条例に委任するということで、その派遣先を条例で定めるというふうになっていて、何で規則でというふうなことでございますけれども、このことにつきましては、決め方でございまして、各市町それぞれ条例本文の中で規定しているところもございまして、私らと同じような形で規則の中で派遣先を決めているところがあるということで、町といたしましては、規則で定めるほうを選定したということでございます。

それから、派遣職員の給与、手当につきましては、第4条のほうで派遣職員の給与ということで、原則は給与は支払わない、この中では原則給与は支払わないと。ただ、条例で定める場合については給与を支払うことができるということで、給与を支払うことができるということを条例で定めたものでございまして、その給与だけとか、その手当はどうするのかということにつきましては、あらかじめ町と派遣先とで取り決めをする部分というふうを考えております。

それから、6条の復帰時の処遇ということで、これも内容につきましては、規則で定めるというふうに規定しておりますけれども、これも近隣の市町の制定を見まして、それに合わせたような形で今回制定したものでございます。

第7条の任命権者につきましては、派遣をする際、これまでは町長部局のほうから派遣することが多かったわけですが、法の中でその任命権者というふうな形が出ておりますので、今後、町長以外の部局からも出されることも考えられるということで、第7条を規定してございます。

それから、2条の公社以外の団体も規定しておくべきではないかということでございますが、確かにこれまでも社会福祉法人ですか、社協とかですね、それからシルバー人材センターとか、派遣した経緯がございまして、今現在派遣の予定というものが地域振興公社ということでございますので、それ以外の団体に派遣しようとする場合については、今回の条例制定に基づきまして、規則のほうでそれを載せて派遣をするというふうに考えてございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 本則というか、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の中には、条例で定めなさいとなっているものを、あえて規則でなぜ同じようなことを決めなくちゃいけないのか、その辺がちょっと理解できないのです。何もこの条例の中に載せて、規則で決めるのであれば、この条例に載せておけば、それで済むことだろうと私は思うのですが、その辺が理解できません。

それから、団体ですけれども、現在は地域振興公社でしょうけれども、やはりそこもきちっと条例のほうで載せておくのがよろしいのではないかと。規則を一々見るよりもここに、それも当然条例で定めなさいということになっているわけですので、あえてそちらの別紙みたいな形で規則にする必要は私はないと思うのですが、

その辺もう一度、これでいいのかちょっと疑問でありますので、回答をお願いしたいと思います。

それから、給与の関係ですけれども、この派遣した職員、派遣された職員の服務の関係にちょっと移りますけれども、どなたが上司、どなたがその管理をするのか、その辺によっては時間外とか、そういうことも出てくる可能性もあると思うのですけれども、その辺の職員の管理とかはどのような形になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、6条の関係ですけれども、これも当然条例で定めるということになってはいますが、それも前の質問と同じですので、これも含めてお願いしますけれども、企業会計の職員等は現在のところないのでしょうか、当然これも将来見込まれるのであれば、載せておくことも必要だと思うのですが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、今回その条例の中で規則に委任しているということで、その派遣先でありますとか、町に帰ってきてからの処遇の関係ですとかという部分でございますが、これはやはりその、こういったその、何ていうんですかね、法令を設定、つくる際の手法の1つかと思われます。決してその法律の中で条例で定めなさいということをもって、必ずしも条例でうたわなければならないというものではなくて、その中でも規則で定めてもいいというふうに解釈しておりますことから、今回の条例につきましては、その派遣先であったり、復職、町に帰ってきてからの処遇の面の手当につきましては規則で定めるというふうにしたものでございます。

あと、給与の関係でございますが、基本的には派遣先で支払われるということでございますけれども、これまでも町から派遣している職員につきましては、本俸につきましては、町から出しておりますけれども、その時間外でありますとか、そういった手当につきましては、その勤務先で負担してもらっているということでございます。

それから、企業会計の職員についてでございますけれども、企業会計の職員の方を派遣するといったケースも将来的にあるのかどうかということもありますが、町長のほうに異動させてから派遣するのか、任命権者の中から派遣するのかということもございますけれども、それについてはもう少し研究させていただきたいと思います。

○議長（遠藤稯雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 例の2条の関係ですけれども、規則で定めている点なのですが、前にも債権管理の条例制定のときも私は話しました。このときはこれと真逆で、上の、上位条例なり法規で決まっているのをまた取り決める必要はないんじゃないかと私は言った記憶があるのですけれども、ここは逆で、条例で決めなさいとなっているわけですので、これはあえて規則で決めたからそれでいいということじゃなくて、やはりわかりやすく、どういう団体がその派遣先なのか、それから給与も当然時間外が、その派遣先の団体からであれば、それは合意事項ですので、当然ここに載せておいて時間外は除くとか、そういうことをしておかなくちゃいけないんだと私は思うのですけれども、やはりそういうことをきちっとここに載せておく必要は私はあるのではないかと思います。

それで、その時間外のチェックとか、勤勉手当とかの評価もあるわけですので、誰がそれをするのか、その

辺もちょっと疑問に思いますので、やはりここはきちっと給与、それから手当の部分は明記、条例に載せておくべきだろうと私はと思いますが、再度その辺もお願いします。

それから、派遣が3年となっていますが、5年まで延ばせるというところですが、これまでも何人か派遣されている職員はいるわけですが、そういう方々の今後の派遣期間とかはどのように考えているのか、その辺もお願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 言ってみますと、派遣先を規則で定めるべきではないかということでございますが、繰り返しになってしまいますが、こういった条例のつくり方、手法の1つでございまして、条例のほうにその派遣先を載せることも1つでありますけれども、町としては今回の条例につきましては、規則で定めるようにしてよろしいのではないかというふうなことで今回の制定でございます。

それから、派遣の年数でございますが、法律の中では基本は3年で最長5年まで延長できるというふうなことでございます。町といたしましては、その派遣させる場合に、どういったことで派遣させなければならないのかということで、その派遣期間というのも設定するものと考えておりますし、一概に1年でいいであろうとか、3年できるから3年派遣させようというものではないというふうなことを考えております。現在、今公社のほうに1名派遣しておりますけれども、この職員につきましては、来年の3月までというふうなことで、ことしの3月まで1年の派遣期間としておりましたが、来年まで1年延長させたということでございます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 賛成です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 今回上程ありました涌谷町公益的法人等への職員の派遣に関する条例に関して、賛成いたします。

理由といたしましては、私がこの条例を制定すべきだということを前回の議会でお話しさせていただきました。これはなぜかといいますと、職員の身分も守らなければならないというもの、総務省では公益的法人に派遣する場合には、そういった条例を制定したほうがいいですよということになっているからであります。そういった意味では、今回の涌谷町の対応は、本当に速やかに対応したなど。そして、職員の身分も保障されたなどということで大歓迎しているわけでございます。

そういった観点から、今回の条例制定については賛成といたしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号 涌谷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立多数でございます。

よって、議案第36号 涌谷町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第23、議案第37 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） ただいま賛成いただきありがとうございます。

議案第37号の提案の理由を申し上げます。

本案は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、平成29年4月1日に施行されたことに伴い、涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正をいたそうとするものです。

主な内容といたしましては、課税免除が適用される期間を2年間延長するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） それでは、議案書49ページ、新旧対照表は34ページをお願いいたします。

現在、涌谷町復興産業集積区域内において、平成29年3月31日までに一定の条件を満たす資産を新設または増設した場合、その資産にかかる固定資産税を新たに課すべき年度以降、5年度分につきまして全額課税免除をしているところでございます。

今回関係省令が改正されたことに伴い、対象資産の新設・増設の取得期間を平成31年3月31日までとし、2年間延長する改正でございます。

附則としまして、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 涌谷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第24、議案第38号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第38号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成29年4月1日から施行されたことにより、涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行おうとするものです。

主な内容といたしましては、平成29年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得を改正することとされたことに伴い、改正を行おうとするものです。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課長（熊谷健一君） 議案書50ページ、新旧対照表は35ページから38ページとなります。

今回の改正につきましては、平成29年度税制改正に伴い、国民健康保険税の減額措置に係る軽減所得の判定において、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減では現行の26万5,000円から27万円に、2割軽減では現行の48万円から49万円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

附則としまして、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第25、議案第39号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第39号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置により、介護保険法第115条の45第2項に規定する医療・介護連携推進事業及び生活支援体制整備事業の開始時期を平成30年4月1日としておりましたが、平成29年4月1日に改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、議案書の51ページ、それから新旧対照表につきましては39ページをお開きください。

これは介護保険法に規定する医療・介護連携推進事業と生活支援体制整備事業の2つの事業について、平成30年4月には全国の市町村で取り組むこととされておりましたが、1年間前倒しで平成29年4月から取り組むための改正になります。

新旧対照表のほうの附則第10条第2項の法115条の45第2項第4号に掲げる事業というのが、医療・介護連携推進事業のことでございまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成37年以降の超高齢化社会に対応するため、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対しまして、多職種協働による在宅医療介護を一体的に提供する体制を構築するための事業です。

次の3項のほうなのですが、附則第10条第3項の法115条の45第2項第5号に掲げる事業というのが、生活支援体制整備事業ということで、これは超高齢化社会において、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、民間企業、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティアなど多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備するための事業となっております。

事業内容の詳細につきましては、定例会資料の12ページをご参照いただきたいと思います。こちらのほうに、この2つの事業の主な取り組み内容等を挙げておりますので、ご参照ください。

それでは、議案書の51ページにお戻りください。

附則になります。この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日からの適用とするということにしております。

説明は以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 涌谷町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第26、議案第40号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第40号の提案の理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、一部改正をいたそうとするものです。

主な内容といたしましては、条例において保育料等の限度額を定め、負担軽減等に係る規定を附則で定めるよう改正いたそうとするものです。

詳細につきましては担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 子育て支援室長。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） それでは、議案第40号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書52ページ、新旧対照表40ページ、定例会資料13ページをお開き願います。

本案は、町長の提案理由で申し上げましたとおり、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行により改正いたすもので、市町村民税非課税世帯の第2子が無償とするものです。また、これまで条例の別表で幼稚園保育料を定めておりましたが、今回の改正にあわせ規則で定めようとするものです。

規則といたす理由ですが、この条例は、子ども・子育て支援法の施行により、幼稚園の保育料を新制度に移行するために改正されたもので、支援法においては、負担額は国の定める上限額を超えない範囲で市町村が定めることとなっており、ほとんどの市町村が条例で上限額を定め、規則で軽減策を定めております。また、支援法においては、幼稚園児を1号認定、保育園児を2号、3号認定とし、料金体系をそろえており、保育所利用料は現在規則で定めております。軽減措置は毎年実施予定で、改正時には保育所利用料、そして幼稚園保育料を同時に改正する必要があります。

以上のことから、片方は規則で定めておりますので、今回幼稚園の保育料の軽減措置について規則とし、そろえたいといたすものです。

条例の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとし、4月1日に遡及して適用いたそうとするものです。

それでは、内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、40ページをお開き願います。

改正前、第2条第1項で幼稚園の保育料を別表に掲げるとおりとし、第2項で幼稚園の預かり保育料は一月につき4,400円としておりましたが、改正後は、第2条第1項で条例で各上限額を定め、その額を超えない範囲で規則で定めるとし、第2項で幼稚園保育料の上限額を月額4,400円、第3項で幼稚園の預かり保育料を月額4,400円と定めるものです。

第3条は、納入方法に口座振替を加えるもので、これまでも口座振替は行っておりましたが、欠落しておりましたので、今回加えるものです。

次に、別表を削り規則で定めようとするものです。規則で変更となる部分につきましては、定例会資料13ページをごらんください。下の表の2階層の市町村民税非課税世帯の第2子の保育料500円をゼロ円といたそうとするものです。該当者は常任委員会で2名とお話ししましたが、訂正させていただき、4名となります。該当された方へは9月の後期の算定の際に還付いたします。なお、本改正の影響額は、29年4月1日現在で500円掛ける12カ月、4人分で2万4,000円となっております。この分は国の普通交付税で措置されることとなります。また、さくらんぼこども園等の保育利用料への影響はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 涌谷町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第27、議案第41号 財産取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第41号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成30年度からの下水道事業の公営企業会計移行に伴い、上下水道事業を円滑に行うため、公営企業会計システムを購入するものでございます。

本契約は、福井県坂井市に本社を置く三谷コンピュータ株式会社と788万4,000円で、平成29年6月1日付で仮契約を締結したところでございますが、その購入契約について議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、議案書53ページをお開きください。

議案第41号 財産の取得について、議案の朗読を省略いたしましてご説明申し上げます。

ただいまの町長の提案理由のとおり、涌谷町上下水道事業公営企業会計システムを備品購入するものでございます。

財産の名称、数量につきましては、議案書記載のとおりでございます。

買収の目的でございますが、公共下水道、農業集落排水下水道事業が、平成30年度から公営企業会計に移行するというに伴いまして、会計のシステムを変更する必要がございまして、同時に水道事業会計で使用していたシステムは今年度リース契約期間が満了することから、費用、効率を重視いたしまして、公共下水道、農業集落排水、水道事業の3会計で使用するシステムを導入するものでございます。

買収の方法は、簡易型総合評価方式及びプロポーザル方式を併用いたしまして、指名業者5社を選定いたしまして、公営企業会計の使用をこちらのほうから提示し、応札があった業者のうち入札価格が予定価格を下回った業者から会計システムのプレゼンテーションを行っていただき、特徴、操作性や安全性、拡張性等を落札業者選定委員会7名合議の上で決定いたしましたものでございます。会計システムは、価格のみで選ぶのではなく、機能や操作性も求められることから、実際に事務に携わった職員等の意見を重要視したため、このような選定方式を採用したものでございます。

買収価格は788万4,000円。

買収の相手先、福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-13、三谷コンピュータ株式会社、代表取締役、齊藤健一。

本契約につきましては、平成29年4月11日に指名委員会にて執行方法を指名競争入札と決定いたしまして、現説を4月20日に行い、5月9日に入札金額の提示を受けました。指名は5社でございましたが、2社が辞退し3社となりまして、プレゼンテーションは5月の25日に北庁舎第3会議室で実施し、同日、落札業者選定委員会にて評価を行った上、落札業者を決定しております。平成29年6月1日に仮契約を締結し、本日、売買契約の議決を求めるものでございます。納入につきましては、議会の議決を受けた翌日から平成30年3月31日まで、期間内に固定資産台帳や起債償還等のシステムへの移行を行いまして、新年度からの稼働予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（稲葉 定君） 新しいシステム導入ということなのですが、このシステムはメンテナンスはどのようなふうになっているのかと、あと国の消費税は変わるかどうか、今のところまだ不透明になってしまったのだけ

れども、そういったことの対応なんかについてはついているのか、ついていないのか教えていただきたいと思
います。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） メンテナンス方式でございますけれども、こちらのほうにつきましては、買収
の価格の中に、この5年間のメンテナンスを含んでございます。

それから、消費税等の変更に対しましては、その都度こちらのほうの仕様を変更するのですが、そのほう
もこちらのほうの購入費用の中に含まれておりますので、消費税が変わった場合はすぐ対応できるというこ
とでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 今の答弁で大体わかったのだけれども、いわゆる5年間の保守契約つきということで、
新しい費用は当面発生しないということで理解してよろしいのですか。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） はい、そのとおりでございます。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。10番。

○10番（門田善則君） お聞きいたします。まず、5社があつて3社が参加、それで7名の検討委員会というか、
そういう方が、プロポーザルというのは提案型ですよ。これは、もう実を言うと、なぜこういうことを私は
聞くかという、近くの色麻町でもそういったことがあつて、実際やってみたら、ちょっと違つたと。かな
り心配されることなのです。だから、提案型はいいのだけれども、ほかよりもこういうところが優れている、
これはほかにはないけれども、うちはできるとかと、そういう提案はいいのだけれども、いざ使ってみたら、そ
の色麻みたいなこともあるわけですよ。だから、そういう面で、課長、1つ聞きたいのは、この部分が優れて
いて、この提案がよかったからこれに決めたんだという部分もあるかと思ひます。その7人の方のその話の中
で。その辺をちょっと詳しく教えていただければなど。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） まず、今回のこのプロポーザル方式と、それから簡易型の総合評価方式を選定
した理由ということがまず一番に挙げられるのですが、議員さんおっしゃるとおり、プロポーザルというのは
業者さんのほうから自分のところをアピールして、ぜひ使ってほしいという形になるので、当然意思の疎通が
うまくいかなければ、ほかの町村みたいになつたりするということも確かにあると思ひます。

そこで、こちらのほうからは最初の指名の段階で、こちらのほうからの仕様を明確にいたしまして、このよ
うな機能を最低限網羅してほしいという部分を設けまして、その部分をまず評価させていただいております。
当然、金額のみではないということは、入札の中で金額の提示があつたわけですが、そのほかに実際その業者
さんの仕様というものをあらかじめ出していただきまして、それがこちらのほうで求めている機能と合致する
のかどうか、それを70項目の中から適合性をチェックいたしまして、その中でこのシステムであれば町のほう
の公営企業会計のシステムとして使えるというのを確認した上で、機能のほうは徹底しております。

それに、さらにその各業者さんのプレゼンの中で優れた点、力を入れている点というのは、いろいろとお聞
きしております。部分がどこかと言われますと、やはり各、実際に使っている職員の中でも、やはり操作性を

重視する者、それから拡張性を重視する者、それからセキュリティーに関しての部分重視する者といういろいろございまして、一概にどの部分というのはちょっと言いづらいところもございませけれども、その中で合議の中で一番有利だというものを選ばせていただいたということでございます。ご理解ください。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） よくわかったようでわからないのですが、課長がそこまで言うのであれば安心して導入していただければいいのかなと思いますけれども、他町村でもこういったプロポーザルで失敗の例もあるものですから、やはり提案型というのは自分のところを使ってもらいたいから、何とかいいように、いいようにばかり説明するんですよ。それに乗ってしまうと大変なことになってしまうということもありますので、そうするとこれ、3会計一緒にということで、相当事務的には楽になるのかなというふうな観点もございませ。そういった面ももう1回あるのかどうかお聞きしますし、それでメンテナンス、先ほど4番議員の話もありましたが、メンテナンス5年間ついていますよということですが、後でまたこれちょっとお金かかりますとかということは絶対ないんだらうなという心配があります。そこを確実に、確約しているのかお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） ありがとうございます。まず、3会計にしたメリットというのは、やはり職員の人事異動等にいきますと、どうしても会計違ったものになってしまうと、一からやり直さなければならぬというところがございますので、そういった面では大変メリットがあるというふうに考えております。実際習熟にも時間がかかりますことから、一度こちらの使い方を覚えることによって、次の異動等にも、同じ課で使っておりますので、異動等というのは適切でないかもしれませんが、そういった面では大変よろしいのかなというふうに考えております。

それから、メンテナンス等の追加費用等でございますが、今現在こちらのほうのシステムを導入したのは、基本的なシステムに、それから財務会計システムと、それから固定資産台帳等のシステムを搭載しております。それ以外の部分が出てくることになれば、それなりの変更は必要となってくるのですが、今現在ではそちらのほうの追加機能については必要がないというふうに判断しておりますので、追加はないというふうに考えていただいて結構だと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。

よって、議案第41号 財産の取得については原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。

本日の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時57分

